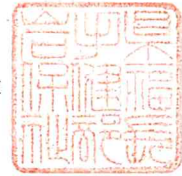


地 福 第 511 号

平成 29 年 11 月 27 日

社会福祉施設等の長 様

岩手県保健福祉部長



社会福祉施設等における入所者等に係る安全確保について

先般、県内の救護施設において、入所者が同室の入所者を殺害するという痛ましい事件が発生しました。

現時点において事件の詳細等は未だ明らかとはなっておりませんが、社会福祉施設等は、老人、児童、心身障がい者、生活困窮者等の要援護者の福祉増進を図ることを目的に、利用者が心身ともに健やかに育成され、又は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものであり、利用者の命が奪われるようなことは決してあってはならないことです。

貴施設におかれましては、日頃より利用者の心身の状況把握に努めるとともに、これまでの生活歴等を踏まえて、より一層適切な援助及び必要な支援を実施し、また、あらためて職員の支援体制の確認や利用者の情報共有の徹底を図るなど、貴施設における安全と安心の確保、様々なリスク管理等に努められるようお願いいたします。

【担当：地域福祉課 青名畑 電話 019-629-5425】